

※2020年度については、変更になる場合があります。

太田市の利用者負担額(保育料)について 2019年度前期分(9月まで)

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、2019年度の利用者負担額(保育料)は下記表のとおりです。
 新制度の教育・保育の費用は、国・県・市の負担金と保護者の負担する利用者負担額(保育料)でまかなわれており、保護者が負担する利用者負担額は国が定めていますが、太田市は利用者負担額を国の基準額より低く抑えています。

太田市利用者負担額(保育料)表

単位:円 ※参考 国の基準額

階層		区分	利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額)							
			在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額)					
			1号	2・3号	入籍月日において		2019(平成31)年4月初日の前日において			1号	2号	3号	1号	2号	3号
					1号(3歳以上)	2号(3歳以上)	3号(3歳未満)	3歳以上	3歳以上	3歳未満	教育	保育	保育	教育	保育
		教育	保育		保育		標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
		標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
1	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	2	市町村民税非課税世帯	2,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯	2,800	6,600	6,500	6,600	6,500	6,600	6,500	6,600	6,500	6,600	6,500		
4	4	48,600円未満	7,000	7,900	7,800	7,900	7,800	7,900	7,800	7,900	7,800	7,900	7,800		
5	5	48,601円以上 54,000円未満	8,800	11,200	11,000	11,200	11,000	11,200	11,000	11,200	11,000	11,200	11,000		
6	6	54,001円以上 58,000円未満													
6	7	58,001円以上 64,000円未満	9,800	13,300	13,100	13,300	13,100	13,300	13,100	13,300	13,100	13,300	13,100		
		64,001円以上 68,000円未満													
		68,001円以上 74,000円未満													
		74,001円以上 77,100円未満													
7	8	77,101円以上 78,000円未満	14,300	16,500	16,200	17,500	17,200	16,500	16,200	17,500	17,200	16,500	16,200		
		78,001円以上 84,000円未満													
		84,001円以上 89,000円未満													
		89,001円以上 97,000円未満													
		97,001円以上 102,000円未満													
		102,001円以上 109,000円未満													
		109,001円以上 115,000円未満													
		115,001円以上 133,000円未満													
		133,001円以上 151,000円未満													
		151,001円以上 169,000円未満													
169,001円以上 190,000円未満															
8	9	190,001円以上 211,200円未満	17,900	27,000	26,500	35,000	34,400	27,000	26,500	35,000	34,400	27,000	26,500		
		211,201円以上 235,000円未満													
		235,001円以上 301,000円未満													
		301,001円以上 397,000円未満													
		397,001円以上													
		397,001円以上													

※生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。2号及び3号認定については、児童福祉法第6条の4に規定する里親である支給認定保護者も生活保護世帯等に含まれます。

※1号認定の支給認定保護者が養育里親等(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長。)である場合は、当該支給認定保護者が生活保護法による被保護者であるときは第1階層の利用者負担額を、それ以外の者であるときは第2階層の利用者負担額をそれぞれ適用します。

※太田市立幼稚園の市町村民税所得割課税世帯(1号認定の第4階層以上)の利用者負担額は、この表にかかわらず7,000円です。(2019(平成31)年3月31日現在、太田市立幼稚園に在籍し、引き続き1号認定を受けている児童を含む)。

※1号認定で第2及び第3階層、2号及び3号認定で第2階層と認定された場合、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、生活保護法に定める保護世帯など特に困窮していると市長が認めた世帯(以下「要保護世帯等」という。)については、利用者負担額が無料となります。

※1号認定で第2及び第3階層、2号及び3号認定で第2階層と認定された場合、第2子以降は利用者負担額が無料となります。

※同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入園している場合や、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額、3人目以降児童の利用者負担額を無料としています(1号認定は年少から小学3年生までの範囲内)。

ただし、1号認定で第2階層から第6階層【太田市立幼稚園については、第2階層から第3階層及び第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】と認定された世帯、2号及び3号認定で第2階層から第5階層及び第6階層(うち市町村民税所得割額が57,700円未満)と認定された世帯は、上記の同時就園(1号は小学3年生まで、2号及び3号は就学前まで)については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、第2子が半額、第3子以降の利用者負担額が無料となります。

さらに、要保護世帯等の場合は、1号認定で第4階層から第6階層と認定された世帯【太田市立幼稚園については、第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】、2号及び3号認定で第3階層から第9階層及び第10階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)と認定された世帯については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、1人目児童の利用者負担額を、1号については2,000円、2号及び3号については2,200円とし、2人目以降児童の利用者負担額を無料とします。

※2号認定の副食及び3号認定の主食・副食材料費については、利用者負担額に含まれています。

※3号認定が満3歳になった場合、年度中の利用者負担額は3号のままであり、翌年度から2号の利用者負担額となります。

※太田市で利用者負担額を徴収している児童が第3子以降子育て支援事業等により利用者負担額が減免決定となり、減免決定月以降に支払い済みの利用者負担額がある保護者には、後日、送付する還付依頼書の請求に基づき納め過ぎた利用者負担額を還付します。

※利用者負担額(保育料)の他に、施設が定める必要経費(教材費、送迎費ほか)の徴収がされる場合があります。詳細は直接、施設にお問い合わせください。